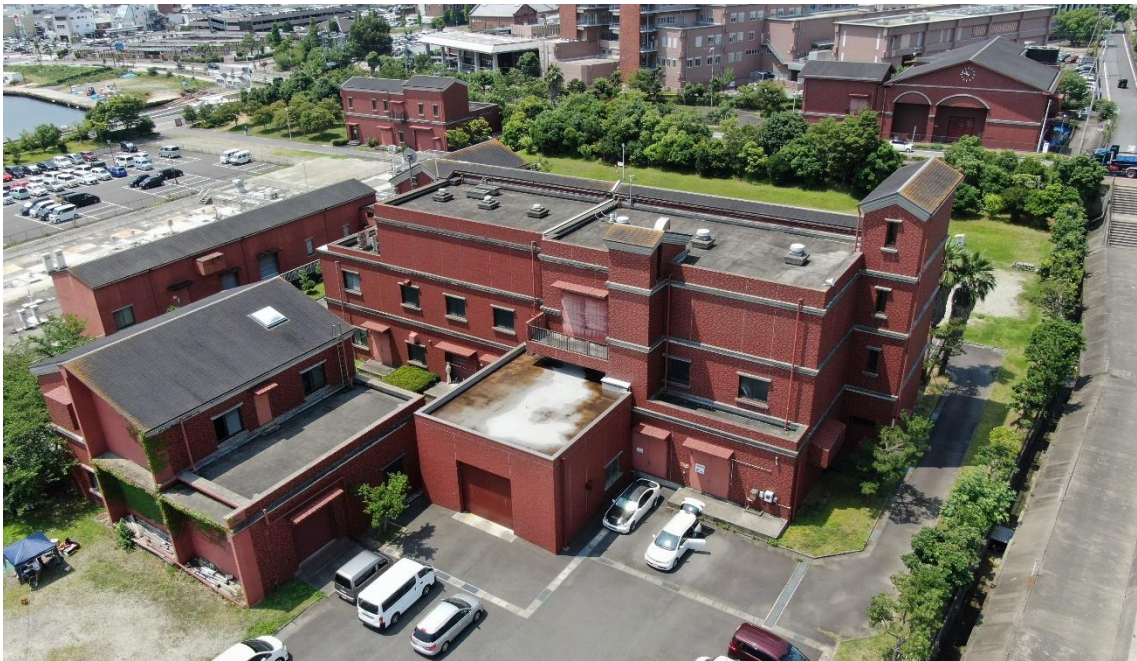


洲本市下水道事業経営戦略

(公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業)

令和4年度から令和15年度



令和5年3月

洲本市都市整備部下水道課

目次

1	下水道事業の概要	
1-1	下水道事業の現況	
1-1-1	施設等	1
1-1-2	使用料体系	3
1-1-3	組織	4
1-2	経営健全化のためのこれまでの取組	
1-2-1	広域化・共同化・最適化実施状況	4
1-2-2	民間活力の活用	4
1-2-3	その他の取組	4
1-3	経営比較分析表等を活用した現状分析	
1-3-1	公共下水道事業の現状分析	5
1-3-2	特環下水道事業の現状分析	5
2	将来の事業環境	
2-1	処理区域内人口の予測	
2-1-1	公共下水道事業	5
2-1-2	特環下水道事業	6
2-2	有収水量の予測	
2-2-1	公共下水道事業	6
2-2-2	特環下水道事業	7
2-3	使用料収入の予測	
2-3-1	公共下水道事業	8
2-3-2	特環下水道事業	8
2-4	施設の見通し	
2-4-1	公共下水道事業	9
2-4-2	特環下水道事業	9
2-5	組織の見通し	
2-5-1	職員数	9
2-5-2	業務の効率化	10
3	経営の基本方針	
3-1	経営理念	10
3-2	基本方針	10

4	投資・財政計画（収支計画）	
4-1	投資・財政計画（収支計画）	14
4-2	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	
4-2-1	収支計画のうち投資についての説明	14
4-2-2	収支計画のうち財源についての説明	16
4-2-3	収支計画のうち投資以外の経費についての説明	19
4-3	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
4-3-1	今後の投資についての考え方・検討状況	20
4-3-2	今後の財源についての考え方・検討状況	21
4-3-3	投資以外の経費についての考え方・検討状況	21
5	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	22
6	その他	22

別紙 1-1 公共下水道事業供用開始区域図

別紙 1-2 特環下水道事業供用開始区域図

別紙 2-1 公共下水道事業経営比較分析表（令和3年度決算）

別紙 2-2 特環下水道事業経営比較分析表（令和3年度決算）

別紙 3 投資・財政計画（収支計画）

1 下水道事業の概要

本市は下水道事業として、公共下水道事業（洲本処理区）及び特定環境保全公共下水道事業（都志処理区）を実施しており、各処理区において、汚水及び雨水の処理を行っています。各事業の着手年度等は下表のとおりです。

また、公共下水道事業及び特環下水道事業の供用開始区域等は別紙1のとおりです。

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業
事業着手年度	昭和60年2月	平成6年1月
供用開始年度	平成5年9月30日	平成11年12月10日
法適（全部・一部適用）・ 非適の区分	一部（財務）適用 平成30年4月1日	
処理区域内人口密度※	34.4人/ha	18.1人/ha
流域下水道等への接続の 有無	無	
処理区数	1処理区（洲本処理区）	1処理区（都志処理区）
処理場数	1箇所 （洲本環境センター）	1箇所 （五色浄化センター）
処理区域面積※	304ha	69ha
計画処理区域面積※	800ha	76ha

※令和3年度末時点

1-1 下水道事業の現況

1-1-1 施設等

本市が保有する施設として、汚水処理場、雨水ポンプ場、マンホールポンプ場及び管渠があります。

公共下水道事業では、汚水処理場1箇所、雨水ポンプ場4箇所、マンホールポンプ場（小路谷中継ポンプ場及び塩屋簡易排水ポンプ場含む）18箇所、汚水管渠約77km、及び雨水管渠約19kmを保有しています。

また、特定環境保全公共下水道事業では、汚水処理場1箇所、雨水ポンプ場2箇所、マンホールポンプ場14箇所、及び汚水管渠約18kmを保有しています。

- ・汚水処理場

令和3年度末時点の汚水処理場の処理能力は、下記のとおりです。

施設名称	現在処理能力	処理方式
洲本環境センター (洲本処理区)	6,450 m ³ /日	・標準活性汚泥法 (1系) ・凝集剤併用型3段階ステップ流入式消化脱窒法 (2系)
五色浄化センター (都志処理区)	861 m ³ /日	・オキシデーショondiッチ法

・雨水ポンプ場

令和3年度末時点の雨水ポンプ場の排水能力は、下記のとおりです。

事業名 (処理区名)	施設名称	排水能力
公共下水道事業 (洲本処理区)	洲浜ポンプ場	1,053 m ³ /分
	物部ポンプ場	384 m ³ /分
	炬口ポンプ場	160 m ³ /分
	中島ポンプ場	80 m ³ /分
特環下水道事業 (都志処理区)	都志住吉ポンプ場	27 m ³ /分
	都志万歳ポンプ場	21 m ³ /分

・マンホールポンプ場

令和3年度末時点のマンホールポンプ場の設置箇所数は、下表のとおりです。

事業名 (処理区名)	設置箇所数
公共下水道事業 (洲本処理区)	18箇所 (小路谷中継ポンプ及び 塩屋簡易排水ポンプ含む)
特環下水道事業 (都志処理区)	14箇所

・管渠

令和3年度末時点の汚水及び雨水管渠の延長は、下表のとおりです。

事業名 (処理区名)	汚水管渠	雨水管渠
公共下水道事業 (洲本処理区)	約77km	約19km
特環下水道事業 (都志処理区)	約18km	-

1-1-2 使用料体系

令和3年度末時点の下水道使用料（公共下水道及び特環下水道共に）の体系は下表のとおりです。

・一般汚水

基本使用料		900 円（990 円）
従量使用料	0 ～ 10 m ³	20 円（22 円）
(1 m ³ あたり)	11 ～ 30 m ³	120 円（132 円）
	31 ～ 50 m ³	140 円（154 円）
	51 ～ 100 m ³	160 円（176 円）
	101 ～ 300 m ³	210 円（231 円）
	301 m ³ 以上	230 円（253 円）

※（）内の金額は消費税及び地方消費税を含んだもの

・公衆浴場汚水

基本使用料	900 円（990 円）
従量使用料	110 円（121 円）
(1 m ³ あたり)	

※（）内の金額は消費税及び地方消費税を含んだもの

(参考) 20 m³あたりの下水道使用料（消費税及び地方消費税を除く）

	公共下水道事業		特環下水道事業	
	条例上の 使用料※1	実質的な 使用料※2	条例上の 使用料※1	実質的な 使用料※2
平成元年度	2,300 円	3,179 円	2,300 円	2,939 円
令和2年度	2,300 円	3,092 円	2,300 円	2,952 円
令和3年度	2,300 円	3,137 円	2,300 円	2,966 円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

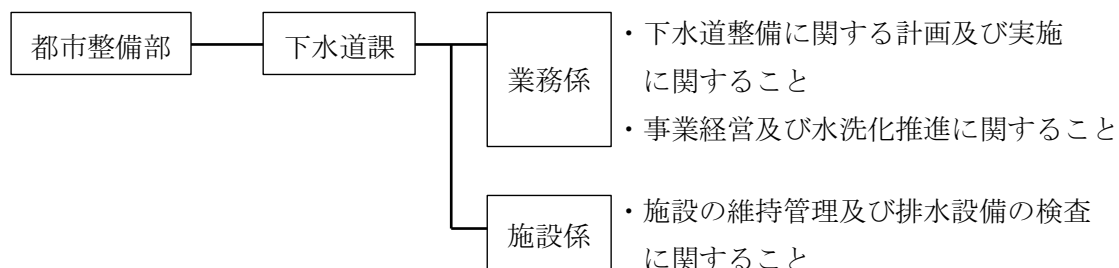
※2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの

公共下水道事業と特環下水道事業の「実質的な使用料」を比較すると、公共下水道使用料の方が大きいことから、大口利用者が多いことが推測されます。

1-1-3 組織

・組織図

下水道課は都市整備部内にあり、業務係及び施設係から成っています。



・職員数

令和4年度の下水道課職員数は7名です。構成及び配置は、下水道課長1名、課長補佐1名（施設係長兼務）、業務係4名、施設係1名となっています。また技術職員が4名、事務職員が3名です。

1-2 経営健全化のためのこれまでの取組

1-2-1 広域化・共同化・最適化実施状況

- ・下水道使用料と水道料金のシステムを統合し、下水道使用料の徴収に関する事務（納入通知書発行、窓口相談等）を淡路広域水道企業団へ委託しています。
- ・平成27年4月から集中浄化槽完備地区（小路谷サントピアマリーナ地区）を公共下水道地区へ編入し、古茂江污水处理施設を廃止しました。

1-2-2 民間活力の活用

- ・平成23年度から污水处理場、雨水ポンプ場、マンホールポンプ場の維持管理を包括的民間委託により実施しています。
- ・汚泥処分等の民間委託が可能なものは民間委託により行っています。

1-2-3 その他の取組

- ・令和4年度から、洲本環境センター近傍のし尿処理場で前処理後、希釈されたし尿等を洲本環境センターで受け入れ、下水道使用料収益としています。

1-3 経営比較分析表等を活用した現状分析

直近の経営比較分析表（令和3年度決算）は「別紙2」の通りです。

1-3-1 公共下水道事業の現状分析

経費回収率は約95%前後で毎年推移しています。経費回収率とは使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが望まれています。

当該指標を100%以上とするため、使用料収益の増加、及び汚水処理に要する経費の削減に取り組む必要があります。これにより、一般会計からの汚水処理に係る繰入金の削減が見込まれます。

1-3-2 特環下水道事業の現状分析

特環下水道事業の経費回収率は50%弱で推移しています。汚水処理に要する経費の約半分しか使用料収入で賄えておらず、一般会計からの繰入金等で不足分を補っている状況です。また、本指標の類似団体平均は75%であり、大きく下回っています。

この要因としては、施設利用率が約30%と低くなっていることが主な要因で挙げられます。今後、観光施設及び宿泊施設の接続による使用料収益の増加と、処理場規模の適正化（ダウンサイジング）に関する検討を行い、経費回収率の向上を図ります。

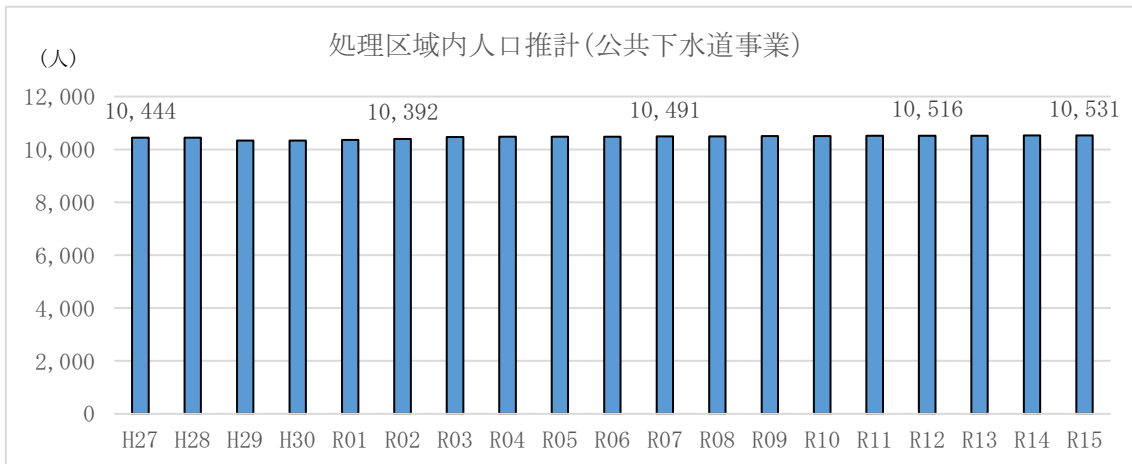
2 将来の事業環境

2-1 処理区域内人口の予測

2-1-1 公共下水道事業

現在、本市では、洲本市公共下水道全体計画に基づき、公共下水道の整備を進めています。令和3年度末時点の処理区域面積は304haであり、下水道全体計画に定めた計画処理区域面積800haに対して、38.0%の整備率となっています。

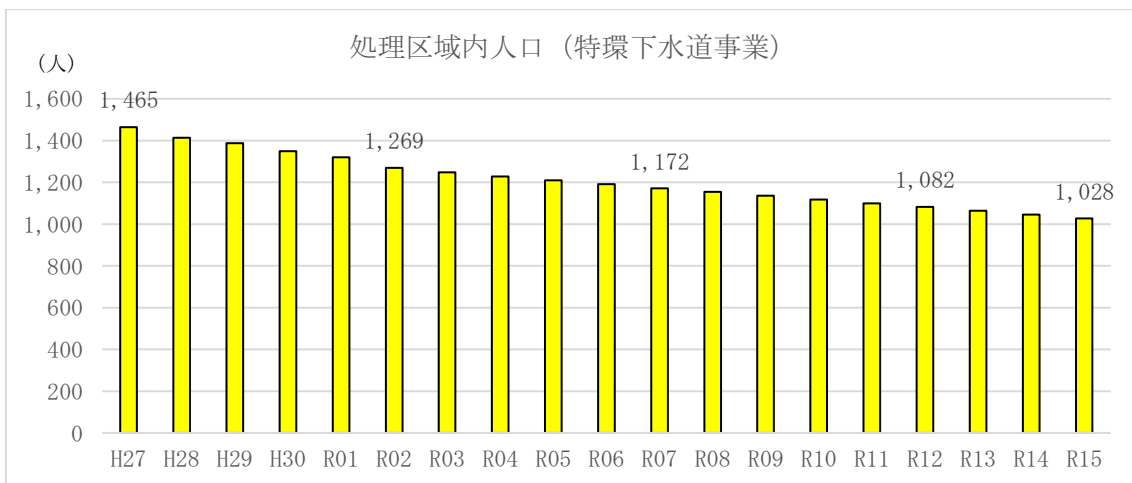
今後も大型集合住宅等の大口需要家が存在しているエリア及び、開発等が見込まれるエリアの整備を計画的に進めていくことから、令和4年度以降の処理区域内人口については、平成27年度から令和3年度の処理区域内人口の増減率(+0.05%)を用いて、推計しました。その結果、本計画期間内において、処理区域内人口はほぼ増減がないものと見込んでいます。



2-1-2 特環下水道事業

令和 3 年度末時点の都志処理区での下水道整備率（処理区域面積を計画処理区域面積で割ったもの）は 90.8%であり、整備は概ね完了しています。

処理区域内人口の予測にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口減少率を用いて推計を行いました。その結果、処理区域内人口は毎年 20 人程度の減少を見込んでいます。



2-2 有収水量の予測

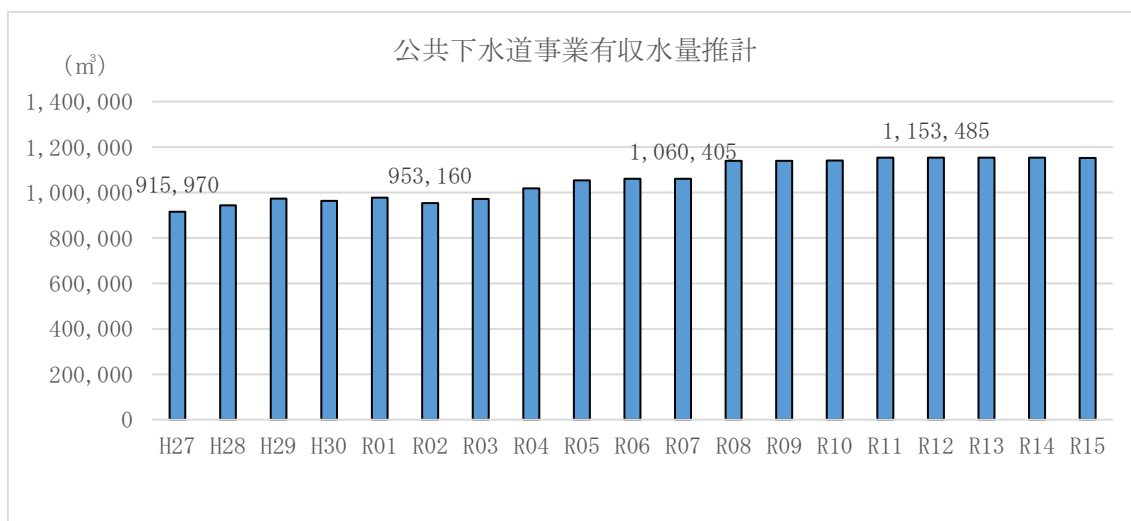
2-2-1 公共下水道事業

公共下水道事業の有収水量の予測にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口減少率により、下水道接続者人口の減少を推計しました。減少人口数を本市の 1 世帯当たりの平均人口である 2.0（人/世帯）で割ったものを減少世帯数とし、1 世帯あたり 15 m³/月の水道使用を見込み、有収水量の減少見込を推計しました。

一方で、80 戸/年の新規接続による有収水量の増加（1 世帯あたり 15 m³/月）と、今後公共下水道への接続が見込まれる大型施設(直近 1 年間の上水道使用水量から別途推計)

による有収水量の増加を見込みました。

その結果、処理区域内人口に関しては計画期間中の増減がほぼ無いものの、有収水量に関しては、浄化槽等からの接続替えや、大型施設の接続等により、毎年増加すると見込まれます。

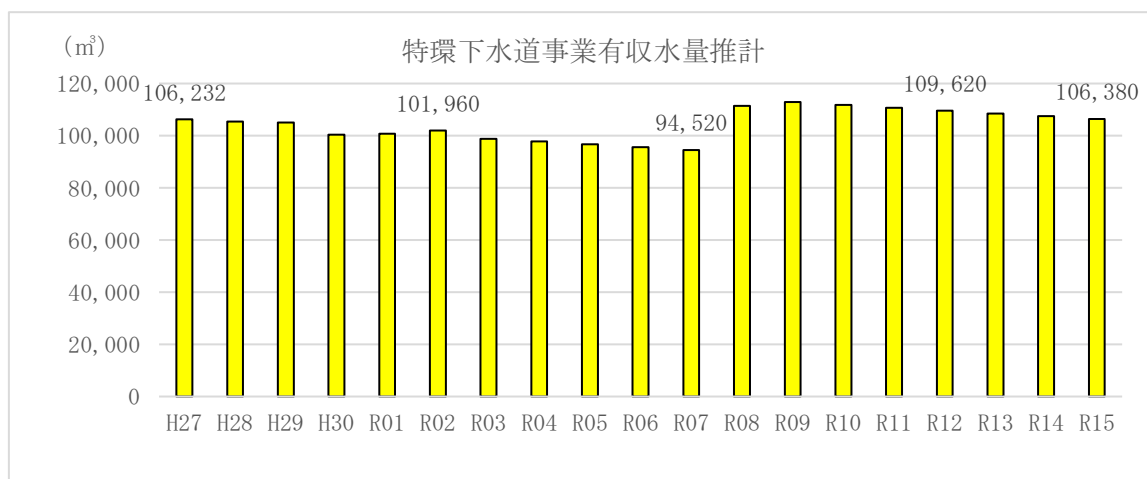


2-2-2 特環下水道事業

特環下水道事業の有収水量の予測にあたっては、公共下水道事業と同様に、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口減少率による減少見込量を勘案して算出しました。

一方で、令和8年度に特環下水道への接続が見込まれる大型施設（直近1年間の上水道使用水量から別途推計）による、有収水量の増加を見込みました。

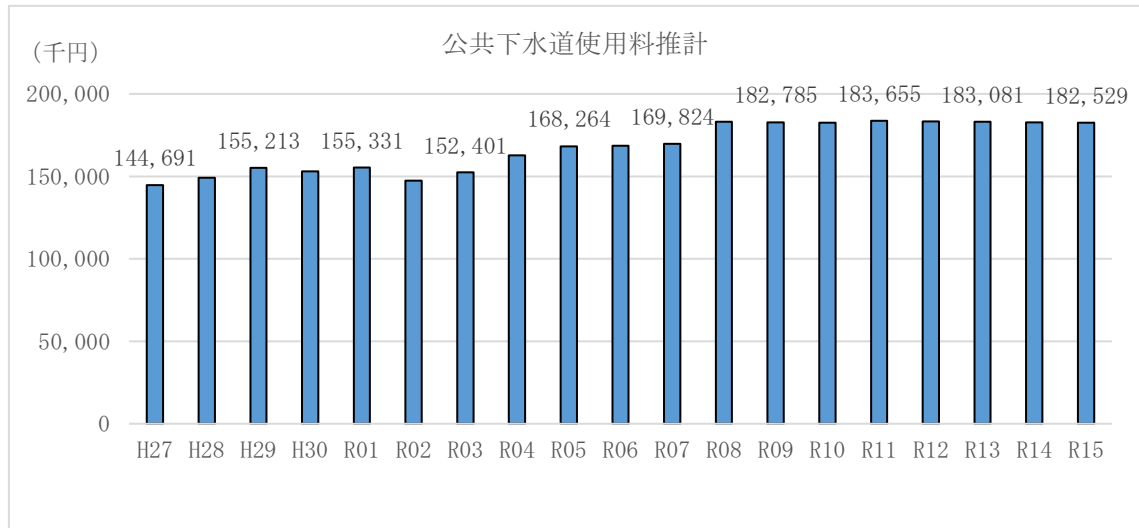
その結果、処理区域内人口に関しては計画期間中、毎年20人程度減少が見込まれますが、有収水量に関しては、令和8年度に大きく増加する見込みとなっています。



2-3 使用料収入の予測

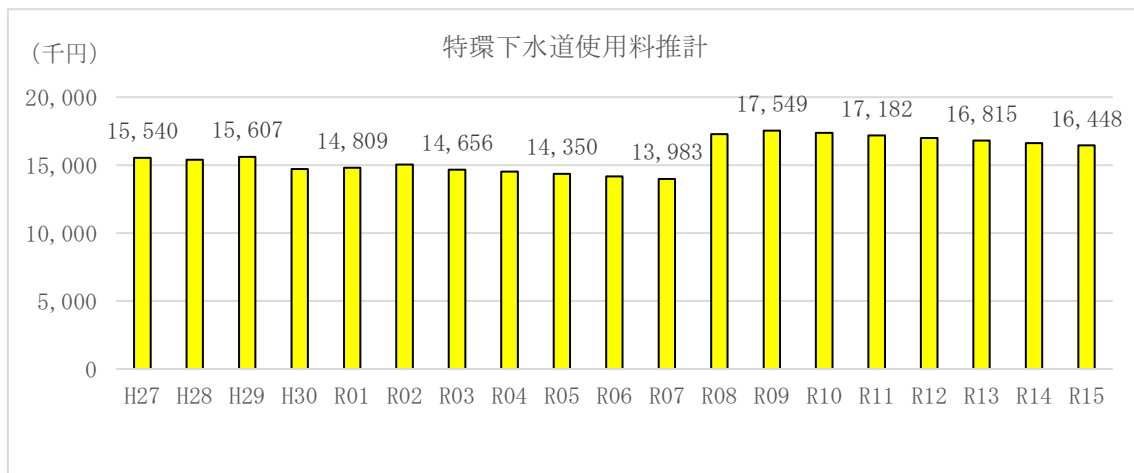
2-3-1 公共下水道事業

使用料収入の予測にあたっては、新規接続による増収及び人口減少に伴う使用料収入の減収（1世帯あたり1,700円/月（15m³/月））を見込み、今後接続が見込まれる大型施設については、直近1年間の水道使用量から下水道使用料収入の推計を行いました。



2-3-2 特環下水道事業

特環下水道使用料の予測にあたっては、人口減少に伴う使用料収入の減収を、公共下水道使用料と同様に推計しました。また、今後接続が見込まれる大型施設の使用料推計を反映しました。



2-4 施設の見通し

2-4-1 公共下水道事業

汚水処理場、雨水ポンプ場及びマンホールポンプ場については、計画的に長寿命化工事を実施し、適切な維持管理を行っています。今後も、ストックマネジメント計画に基づき、設備の損傷等による機能不全リスクを低くし、かつ改修事業費を抑えた最適なシナリオに沿って、機械・電気設備等の改修を行い、適切な維持管理に努めます。

汚水処理場については、本計画期間中、処理能力を超過する汚水流入が見込まれないことから、施設設備の増築予定はありません。また、雨水ポンプ場に関しては、雨水管理総合計画を令和7年度までに策定し、浸水対策として雨水ポンプ場の設置が必要と判断された排水区において、検討を行うこととします。

管渠については、本市の公共下水道事業の供用開始が平成5年度であるため、全ての管渠が標準耐用年数（50年）に達しておらず、本経営戦略期間中に大規模な改修を行う予定はなく、軽微な維持修繕のみを行う見込みです。また、本市では樹脂系（塩ビ管等）の管種が多くを占めており、現実的には標準耐用年数の1.5倍の約75年程度は耐用すると考えられます。

2-4-2 特環下水道事業

公共下水道事業と同様に、ストックマネジメント計画に基づき、最適なシナリオに沿った、機械・電気設備等の改修を行い、適切な維持管理に努めます。

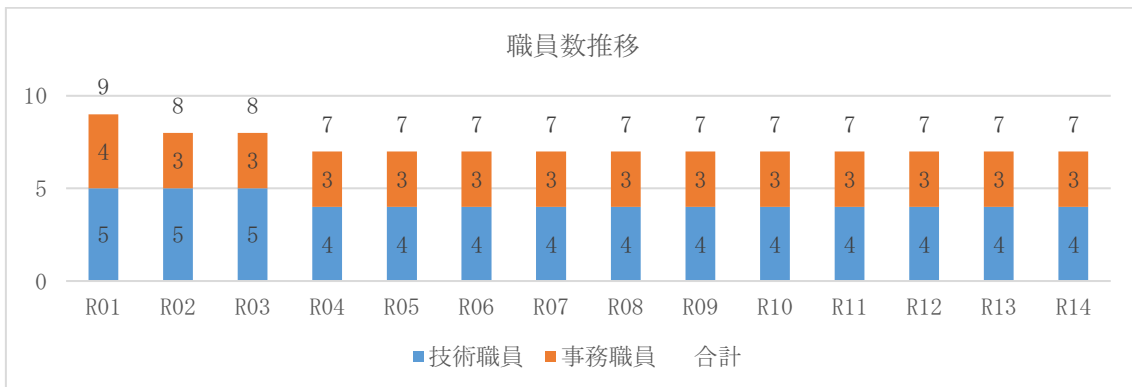
また、特環下水道事業は概成しており、今後も処理区域等を拡大する計画等もありません。その一方、処理能力が流入汚水量を大きく上回っていることから、処理場規模の適正化（ダウンサイジング）に向けた検討を行う必要があります。

管路についても、特環下水道事業の供用開始が平成11年度であるため、公共下水道事業と同様に大規模な改修を行う予定はありません。

2-5 組織の見通し

2-5-1 職員数

本経営戦略期間中の職員数の増減は見込んでおらず、令和4年度4月の7名で推移するものとしています。令和元年度には技術職員5名、事務職員4名の計9名でしたが、洲本市定員適正化計画に基づき、組織の合理化や職員数の適正化を行う中で、現状の職員数となっています。これ以上の職員（特に技術職員）の削減は、下水道事業の存続を危うくさせることから、現時点からの職員数の削減は行われたいものと考えています。



2-5-2 業務の効率化

現状の人員で効率的に業務を執行するため、職員の知識や技術力の向上を図っていくことが重要です。そのため、下水道協会や下水道事業団が実施する研修会に参加し、職員の知識・技術力の向上に努めつつ、ノウハウの継承が適切に行われるような業務体制の構築を行います。

3 経営の基本方針

3-1 経営理念

「生活環境の向上と公共用水域の水質保全」及び「雨水に強いまちづくり」を実現するため、下記の方針に基づき、下水道事業の実施を行います。

3-2 基本方針

■ 公共下水道事業の早期概成

本市の公共下水道汚水事業は昭和 59 年度から事業着手をしていますが、整備率は未だ 38.0%（令和 3 年度末時点）です。公共下水道全体計画の見直しも行いつつ、汚水事業を計画的・効率的に進めます。

また雨水事業については、浸水規模・浸水実績を勘案し雨水幹線整備を行います。また、令和 7 年度にまでに雨水管理総合計画を策定することで、今後の雨水事業の方向性を定めます。

◎ 整備目標

効率的な汚水事業を進めるため、比較的規模の大きい集合住宅並びに商業施設等の周辺、及び今後の開発が見込まれる都市計画道路等周辺の整備を進め、年間 4ha の処理区域面積の増加を目標とします。

(単位：ha)

	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09
処理区域面積	304	308	312	316	320	324	328
	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
	332	336	340	344	348	352	

■ 持続的なサービスの提供

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業共に、汚水処理場、雨水ポンプ場及びマンホールポンプ等の施設の老朽化対策として、設備等の改修を行う必要があります。ストックマネジメント計画に沿った施設の改修を行うことで、設備等の故障による機能不全リスクを極力低下させ、かつ改修事業費の平準化と低減を図ります。

また今後も包括的民間委託により、施設の適切な維持管理を行います。

■ 安定した事業経営

施設利用率・経費回収率等の経営指標の向上のため、早期接続助成及び大口需要家等の接続促進等により、水洗化を促進し、収益の向上を目指すことで、下記の経営指標の目標達成を図ります。また使用料の適正化、及び効率的な業務実施体制の構築を目指します。具体的には、使用料の改定に関する検討を始め、職員個々の知識や技術力を向上するための研修会等への積極的な参加を図ります。

◎ 経営指標の目標

・ 経常収支比率

当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上であることが望ましいとされています。

公共下水道事業については、接続助成金の交付や大口需要家の接続促進等の効果による、使用料収益の増加により、経常収支比率 100%の早期達成を目標とします。また、特環下水道事業については、汚水事業は概成しており、今後は人口減少による使用料収益の減少が見込まれます。今後の大型施設の接続までは接続促進などにより、現状維持を目標とします。

(公共下水道事業)

	R03 年度	R04 年度 (見込)	R05 年度 (目標)	R06 年度 以降
経常収支比率 (%)	99.4	99.1	100.0	100.0 以上

※令和3年度類似団体平均値 107.8%

(特環下水道事業)

	R03年度	R04年度 (見込)	R05年度 (目標)	R06年度 以降
経常収支比率(%)	86.9	86.9	86.9	90.0

※令和3年度類似団体平均値 106.9%

・水洗化率

処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理を行っている人口の割合を表した指標であり、100%に近づくことが望ましいとされています。

公共下水道事業については、設備投資の効果を促進するため、早期接続助成等による水洗化率の向上を図ります。また、特環下水道事業については、水洗化率が90%以上となっていますが、公共下水道同様、接続促進等により、毎年の向上に努めます。

(公共下水道事業)

	R03年度	R04年度 (見込)	R05年度 (目標)	R06年度 以降
水洗化率(%)	81.8	82.0	82.2	毎年の向上

※令和3年度類似団体平均値 81.3%

(特環下水道事業)

	R03年度	R04年度 (見込)	R05年度 (目標)	R06年度 以降
水洗化率(%)	90.3	90.3	92.0	毎年の向上

※令和3年度類似団体平均値 84.3%

・経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表しています。使用料水準を評価することができる指標であり、100%以上であることが望ましいとされています。

公共下水道事業については、経常収支比率同様、水洗化率の向上等により100%以上を目標とします。また、特環下水道事業についても、経常収支比率同様、現状維持を目標としています。

(公共下水道事業)

	R03 年度	R04 年度 (見込)	R05 年度 (目標)	R06 年度 以降
経費回収率(%)	95.7	97.0	100.0	100.0 以上

※令和 3 年度類似団体平均値 82.6%

(特環下水道事業)

	R03 年度	R04 年度 (見込)	R05 年度 (目標)	R06 年度 以降
経費回収率(%)	47.1	45.0	45.0	毎年の向上

※令和 3 年度類似団体平均値 72.6%

・施設利用率

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当該数値については、明確な数値基準がなく、類似団体平均値が参考となります。

公共下水道事業については、接続促進等により、施設利用率が毎年向上することを目標としています。また、特環下水道事業については、施設規模の適正化（ダウンサイジング）に関する検討を行うことにより、類似団体平均並みとすることを最終的な目標としますが、直近の目標としては、現状維持としています。

(公共下水道事業)

	R03 年度	R04 年度 (見込)	R05 年度 (目標)	R06 年度 以降
施設利用率(%)	51.7	53.0	55.0	毎年の向上

※令和 3 年度類似団体平均値 51.4%

(特環下水道事業)

	R03 年度	R04 年度 (見込)	R05 年度 (目標)	R06 年度 以降
施設利用率(%)	28.4	28.1	28.1	毎年の向上

※令和 3 年度類似団体平均値 42.2%

・汚水処理原価

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該数値については、明確な数

値基準がなく、類似団体平均値が参考となります。

公共下水道事業については、今後も経費節減に努め、汚水処理原価の削減を図ります。また、特環下水道事業に関しても公共下水道事業と同様、経費節減等に努め、類似団体平均を目標とします。

(公共下水道事業)

	R03 年度	R04 年度 (見込)	R05 年度 (目標)	R06 年度 以降
汚水処理原価 (円/m ³)	164	164	164	164 以下

※令和 3 年度類似団体平均値 188 円/m³

(特環下水道事業)

	R03 年度	R04 年度 (見込)	R05 年度 (目標)	R06 年度 以降
汚水処理原価 (円/m ³)	315	310	305	類似団体 平均程度

※令和 3 年度類似団体平均値 229 円/m³

4 投資・財政計画 (収支計画)

4-1 投資・財政計画 (収支計画)

投資・財政計画 (収支計画) は「別紙 3」のとおりです。

4-2 投資・財政計画 (収支計画) の策定に当たっての説明

4-2-1 収支計画のうち投資についての説明

■ 管渠整備工事

- ・公共下水道事業

(目標)

「3-2 基本方針 ■ 公共下水道事業の早期概成」に記載しています。

(事業内容)

実施予定の汚水整備としては、大型集合住宅、商業用施設等及び今後の開発が見込まれるエリアの整備を重点的に実施します。また、雨水整備としては、桑間地区の雨水幹線整備の実施を行うと共に、雨水管理総合計画を作成します。投資・財政計画 (収支計画) には下記の通り計上しています。

(単位：千円)

	R04	R05	R06	R07	R08	R09以降
污水管渠	448,486	163,000	330,000	200,000	150,000	140,000
雨水管渠	32,956	156,800	133,200	129,600	50,000	20,000

・特環下水道事業

(目標)

改修予定の「高田屋嘉兵衛公園」、及び建設予定の宿泊施設の完成にタイミングを合わせ、マンホールポンプ場設置等の必要な工事を行います。

(事業内容)

特環下水道事業は概成しており、実施予定の污水整備としては、改修予定の「高田屋嘉兵衛公園」、及び建設予定の宿泊施設の接続のための部分的な工事があるのみです。投資・財政計画（収支計画）には下記の通り計上しています。

(単位：千円)

	R04	R05	R06	R07	R08	R09以降
污水管渠	6,680	1,000	1,000	16,000	16,000	1,000
雨水管渠	0	0	0	0	0	0

■ 長寿命化工事

・公共下水道事業

(目標)

令和2年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、污水处理場及び雨水ポンプ場の長寿命化工事を実施することで、長期予測を踏まえた改築費用の平準化及び改築事業費の低減を目指します。

管渠の長寿命化に関しては、公共下水道事業の供用開始が平成5年度であること、及び管渠の耐用年数が50年であることから、本計画期間中に管渠の長寿命化工事の実施予定はありません。

(事業内容)

污水处理場及び雨水ポンプ場の長寿命化工事に要する事業費として、投資・財政計画（収支計画）には下記の通り計上しています。

(単位：千円)

	R04	R05	R06	R07	R08	R09以降
汚水処理場	132,135	207,000	392,000	480,000	200,000	200,000
雨水ポンプ場	116,000	184,000	22,000	0	150,000	150,000

・特環下水道事業

(目標)

令和2年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、汚水処理場及び雨水ポンプ場の長寿命化工事を実施することで、長期予測を踏まえた改築費用の平準化及び改築事業費の低減を目指します。

管渠の長寿命化に関しては、特環下水道事業の供用開始が平成11年度であること、及び管渠の耐用年数が50年であることから、本計画期間中に管渠の長寿命化工事の実施予定はありません。

(事業内容)

汚水処理場及び雨水ポンプ場の長寿命化工事に要する事業費として、投資・財政計画(収支計画)には下記の通り計上しています。

(単位：千円)

	R04	R05	R06	R07	R08	R09以降
汚水処理場	0	0	0	151,800	136,800	50,000
雨水ポンプ場	0	0	0	1,200	10,000	10,000

■ 処理場・ポンプ場施設新設工事

現状では、公共下水道事業・特環下水道事業共に、新たな汚水処理場及び雨水ポンプ場の建設予定がないため、投資事業として計上していません。

ただし、令和7年度までに策定予定の雨水管理総合計画により、ポンプ場の新規建設による内水防除が必要と判断された場合、新規の建設に関する検討を行います。

4-2-2 収支計画のうち財源についての説明

■ 使用料

・公共下水道事業

(目標)

- ① 新規接続件数を年間80戸
- ② 大口使用者(未接続の集合住宅等)の早期接続

(積算方法等)

「2-3-1 公共下水道事業」に記載の通り、今後の使用料収益の予測を行いました。
新規接続件数は、年間 80 戸及び大口使用者の接続を含めています。

・特環下水道事業

(目標)

- ① 新規接続件数を年間 5 戸
- ② 水洗化率の向上

(積算方法等)

「2-3-2 特環下水道事業」に記載の通り、今後の使用料収益の予測を行いました。

■ 繰入金

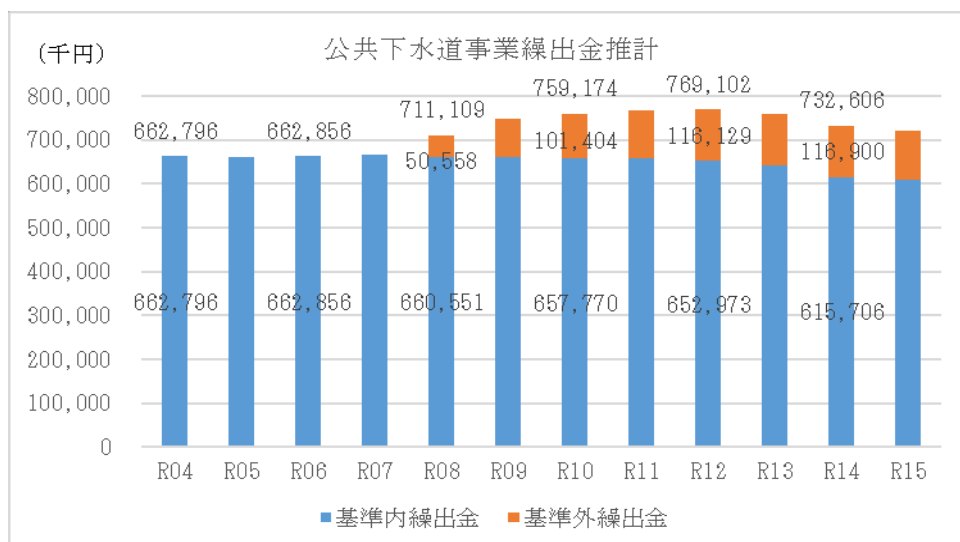
・公共下水道事業

(目標)

- ・将来見込まれる基準外繰出金の削減

(積算方法等)

総務省の繰出基準に基づき、「雨水処理負担金」、「分流式下水道等に要する経費」等の算定を基準内繰出金として算出しました。また、令和 8 年度以降、基準外繰出金が発生する見込みです。その原因として、資本費平準化債の発行可能額が大幅に減額し、企業債の元金償還の資金が不足するためです。



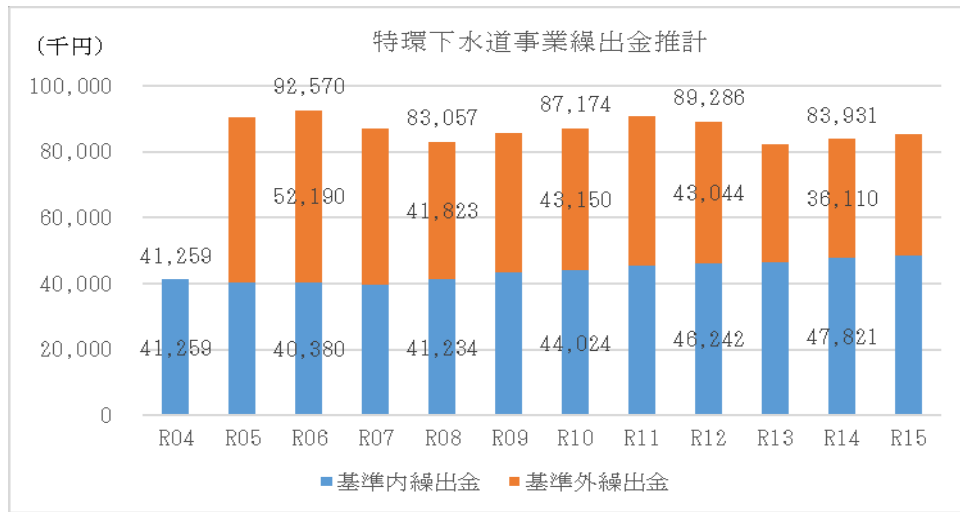
- ・特環下水道事業

(目標)

- ・既に発生している基準外繰出金の削減

(積算方法等)

公共下水道事業と同様に基準内繰出金を算定しました。また、企業債の元金償還資金だけでなく、維持管理経費についても資金不足が生じていることから、その不足分も基準外繰出金として算定しています。



■ 国庫補助金

- ・公共下水道事業

国庫補助金の予測に関しては、現行の制度を維持するものとし、ストックマネジメント計画に基づく設備等の長寿命化工事は補助率 50%ないしは 55%の国庫補助金を計上しています。また、面整備等の事業に関しては年間約 40 百万円の単独事業費を計上しており、その他は補助率 50%の国庫補助金を計上しています。

- ・特環下水道事業

公共下水道と同様の手法で計上していますが、面整備の事業に関しては、事業計画の見直しによる処理区域の拡大予定がないため、一部未整備地区のための事業費に対して補助率 50%で国庫補助金を計上しています。

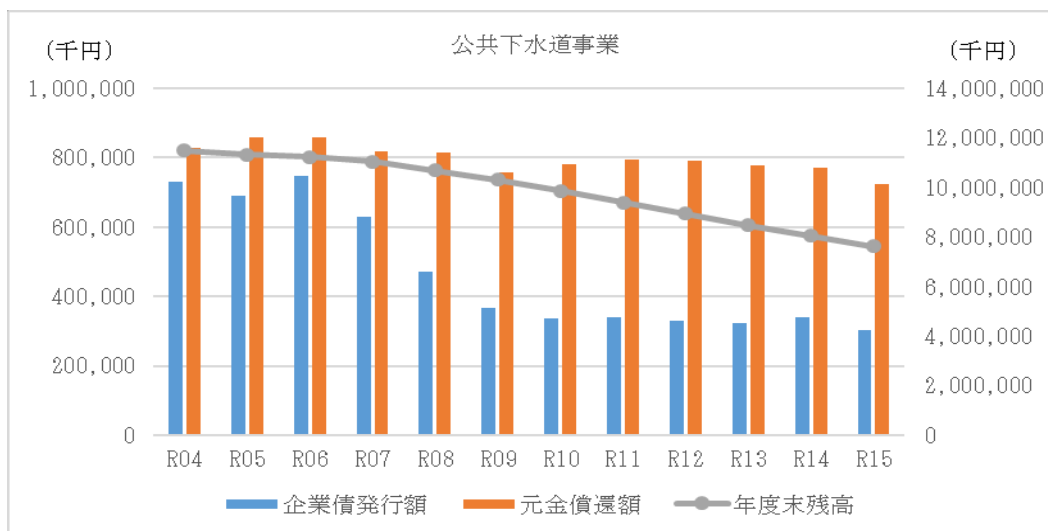
■ 企業債

- ・公共下水道事業

建設改良事業を実施するにあたり、「国庫補助金」、「受益者負担金」、「企業債」をその財源としています。企業債は建設改良事業費のうち、国庫補助金及び受益者負担

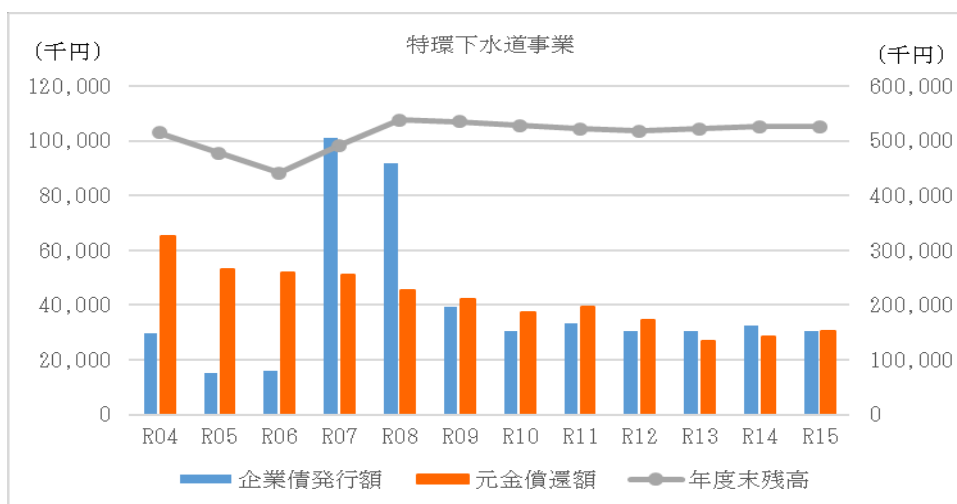
金の残額に対して充当（充当率 100%）しています。また、資本費平準化債は発行可能額全額まで活用する計画としています。

企業債発行額を元金償還額の範囲内に抑えることにより、企業債年度末残高が低減する計画としています。



・特環下水道事業

公共下水道事業と同様、原則として企業債発行額を元金償還額の範囲内に抑えるよう計画しましたが、令和 7 年度及び令和 8 年度に関しては汚水処理場（五色浄化センター）の長寿命化工事を計画していることから、企業債発行額が元金償還額を上回っています。



4-2-3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■ 職員給与費

職員数については、今後も一定規模の面整備事業及び設備等の長寿命化事業を進める予定であることから、令和 4 年度時点の職員数 (7 名) を維持するものとしています。

職員給与費については、人事異動等や定時昇給による増減はありますが、令和4年度時点の予算計上額を収支計画にそのまま反映させています。

■ 委託料

処理場及びポンプ場の維持管理は包括民間委託により行っています。包括民間委託料の推計にあたっては、「下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編－2020年版（公営財団法人 日本下水道協会）」を参考に行いました。労務単価上昇率を毎年1.5%、その他に近年の光熱水費等の上昇を反映させ、推計を行いました。

その他の主な委託料として、汚泥収集運搬業務等がありますが、過去の流入水量1 m³当たりの業務委託料を算出し、今後の流入水量見込を乗じて算出しました。

■ 動力費、薬品費及び光熱水費

処理場及びポンプ場の維持管理は包括的民間委託により行っているため、動力費、薬品費及び光熱水費は上記委託料に含まれています。

■ 修繕費

平成27年度から令和3年度の修繕費の平均金額に対して、物価上昇率等を考慮し、毎年1%の増加を見込み反映しました。

4-3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

4-3-1 今後の投資についての考え方・検討状況

■ 広域化・共同化・最適化に関する事項

汚水処理場の統廃合については、各処理区で処理場が1箇所であり、洲本処理区と都志処理区の各処理場の直線距離が約13.3km程度あるため、統廃合は現実的ではなく、検討する予定はありません。

淡路市及び南あわじ市との汚水処理施設の統廃合に関しても、本市の処理区域と淡路市及び南あわじ市との処理区域間が大きく離れており、本計画期間中での検討予定はありません。

現在、淡路島内での下水道汚泥広域利活用検討及び維持管理の勉強会を開催しており、処理費用の削減が可能となる取組があるか広域で検討しています。

■ 投資の平準化に関する事項

処理場及びポンプ場の長寿命化工事は、ストックマネジメント計画に基づき実施します。これにより、下水道施設全体の最適化のための老朽化対策、リスク評価を踏まえた長寿命化対策の優先順位付けが可能となり、長期予測を踏まえた改築費用の平準化及び改築事業費の低減が可能となります。

加えて、五色浄化センターに関しては、今後も施設利用率が 40%を超えない見込みであり、ダウンサイジングに関して検討をする必要があります。

■ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

現時点で、PPP/PFI などの民間活用手法に関して検討を行っていません。

4-3-2 今後の財源についての考え方・検討状況

■ 使用料の見直しに関する事項

公営企業の経営は独立採算を原則としていることから、一般会計からの繰入金に依存することなく、経営を行っていく必要があります。特に、基準外繰出に関しては、0円となることが望ましいとされています。

公共下水道事業が令和 8 年度から基準外繰出金が発生する見込みであり、特環下水道事業に関しては過去から基準外繰出金が発生しています。

基準外繰出金の削減を行うため、更なる経費節減等は当然のこととし、令和 5 年度から使用料の見直しに関しての検討を行います。ただし、公共下水道事業が未だ概成していないこと等の状況も勘案し、検討は慎重に行う必要があります。

■ 資産活用による収入増加の取組について

現在検討予定の事項はありません。

■ その他の取り組み

現在、下水道整備の効果を促進させるため、公共下水道への接続が可能となってから 2 年以内に接続した場合、早期接続助成金を交付しています。今後もこの制度を維持し、下水道整備後の早期収益化を図ります。

また、下水道使用料滞納に対して、徴収事務を委託している淡路広域水道企業団と連携し、滞納額の圧縮に努めます。

4-3-3 投資以外の経費についての考え方・検討状況

■ 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

本市では平成 23 年度から公共下水道及び特環下水道事業共に、包括的民間委託により汚水処理場及び雨水ポンプ場の維持管理を行っています。今後も同施設に関しては包括的民間委託により、適切な維持管理を行う予定です。

■ 職員給与費に関する事項

令和元年度時点の職員数は 9 名、令和 4 年度時点では 7 名であり、2 名削減されてい

ます。本経営戦略期間中に職員数の削減は検討していませんが、下水道事業が概成した時点で、事業量に応じた職員数に見直します。

■ 動力費に関する事項

処理場及びポンプ場の維持管理に関して、包括的民間委託により行っているため、動力費はその委託料に含まれています。

■ 薬品費に関する事項

動力費と同様です。

■ 修繕費に関する事項

施設の老朽化により、修繕費は増加傾向にあります。日々の点検を適切に行い、異常が確認された際には、直ぐに維持管理事業者から報告を受け、重大な事故等を未然に防ぐことにより、修繕費の削減に努めます。

■ 委託料に関する事項

包括的民間委託を含めて、大部分の業務を民間委託により実施しています。今後も民間委託が可能な業務は、民間に委託することとし、仕様書等の見直しを適宜行い、委託料の削減に努めます。

5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

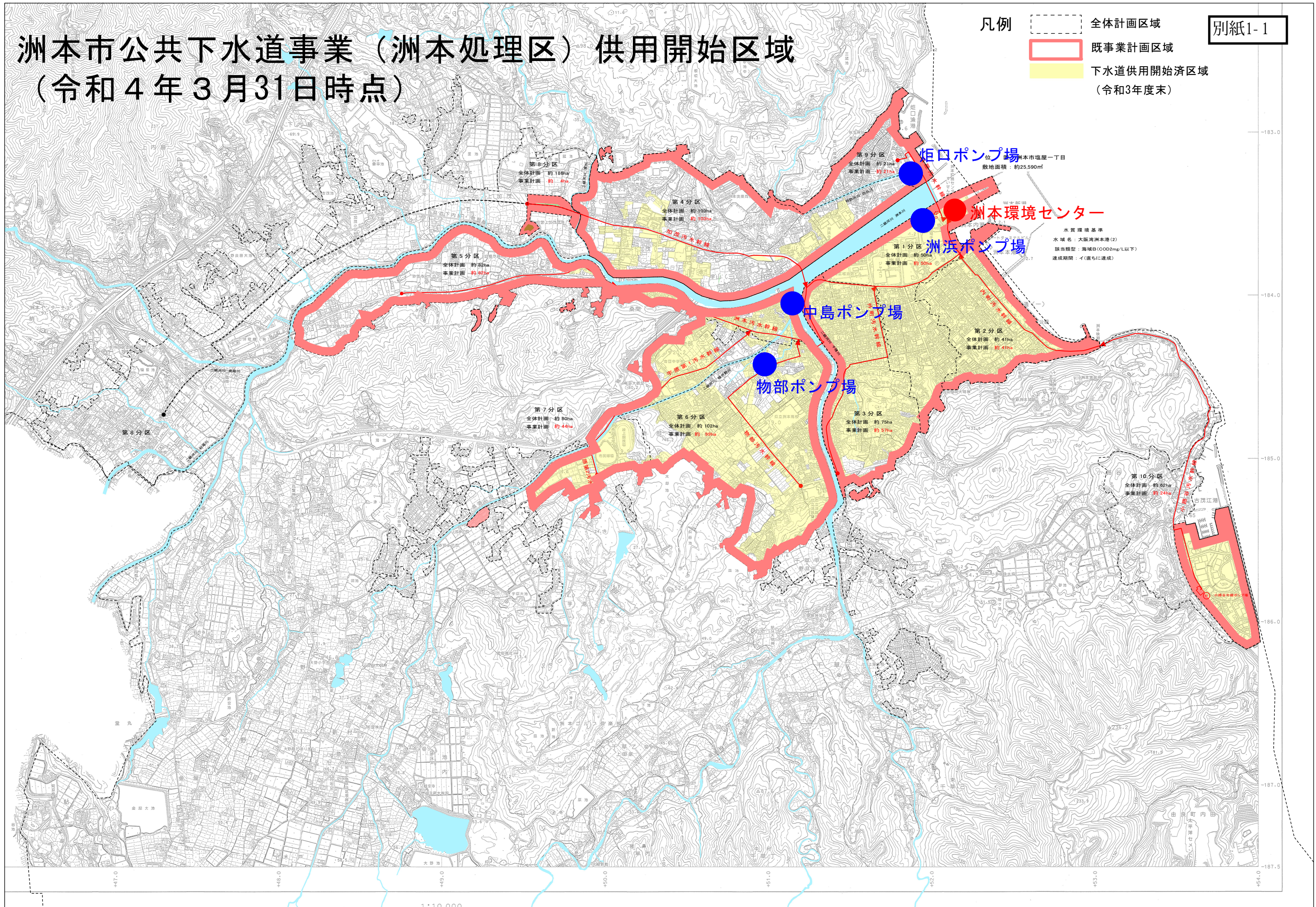
本経営戦略の策定後、少なくとも5年に1度のペースで見直しを行います。その際、経営目標として設定した経費回収率等と実績値と比較して、どの程度の乖離があり、目標の再設定や、新たな取り組みの必要があるか等の検証も行います。

6 その他

本経営戦略の策定により、平成30年度に策定した経営戦略は廃止します。



洲本市公共下水道事業（洲本処理区）供用開始区域 （令和4年3月31日時点）

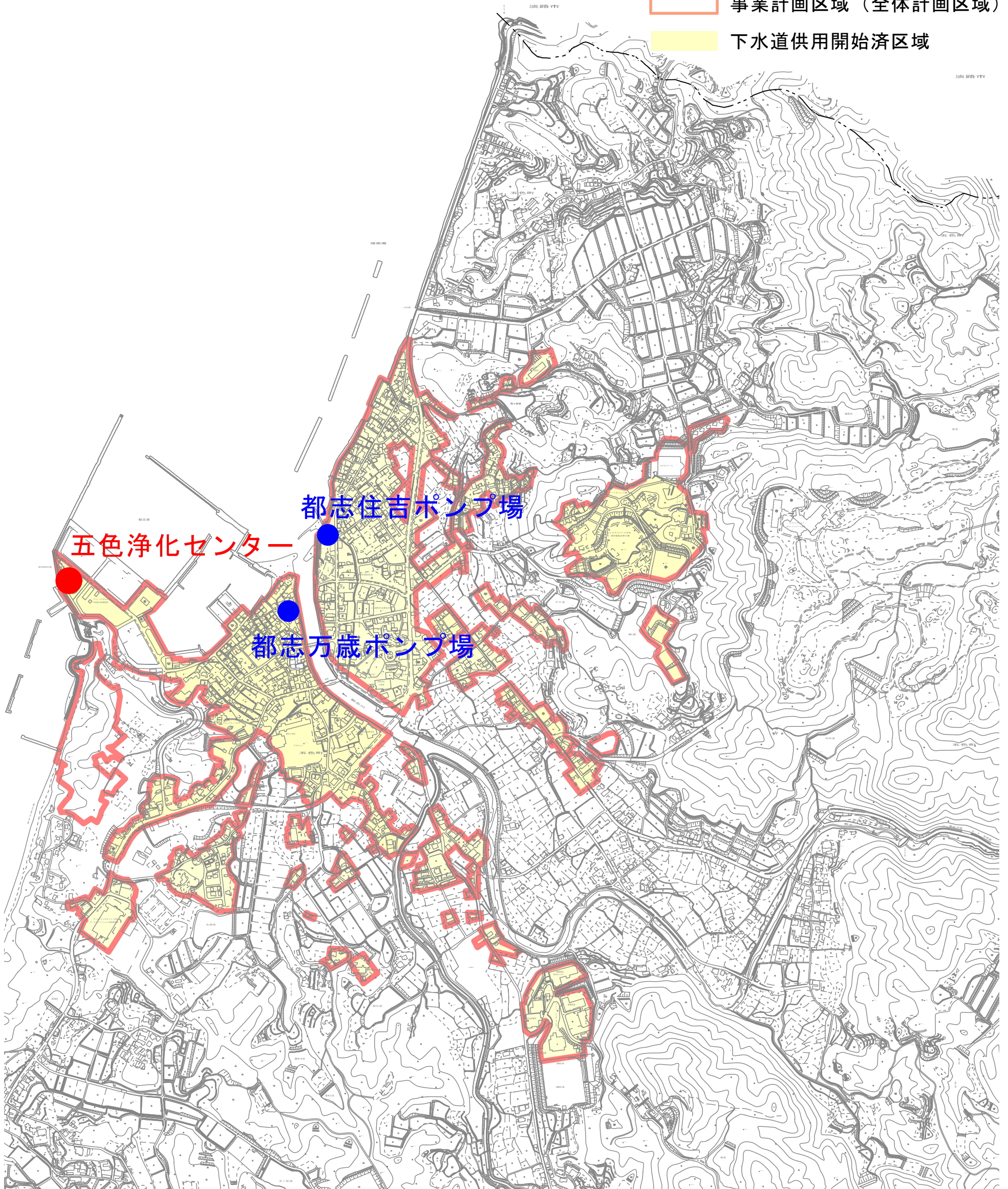
- 凡例
- 全体計画区域
 - 既事業計画区域
 - 下水道供用開始済区域
（令和3年度末）



特環下水道事業（都志処理区） 供用開始区域 （令和4年3月31日時点）

凡例

-  事業計画区域（全体計画区域）
-  下水道供用開始済区域



経営比較分析表（令和3年度決算）

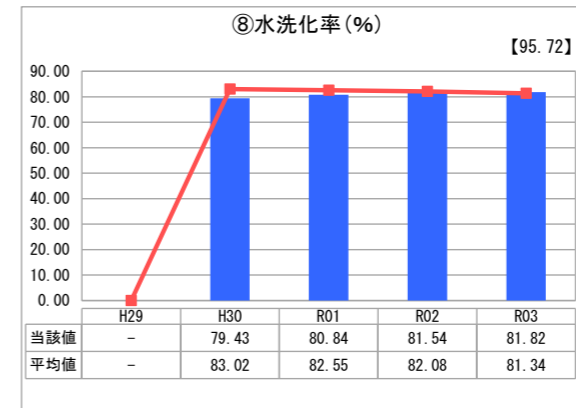
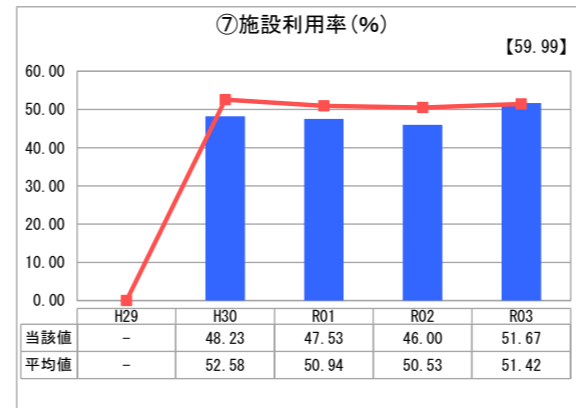
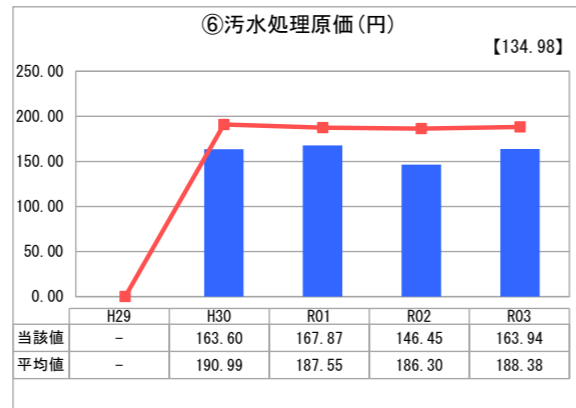
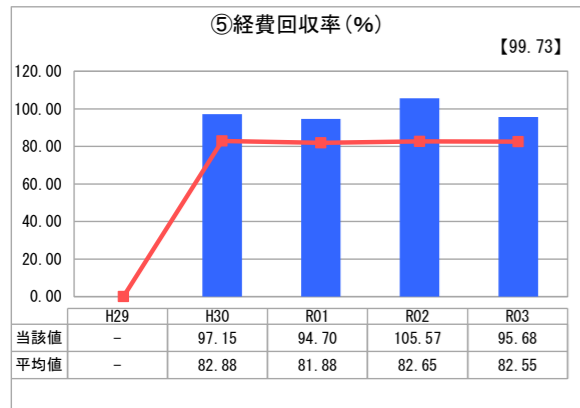
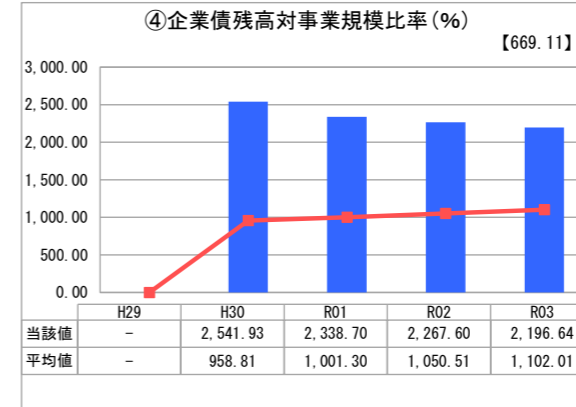
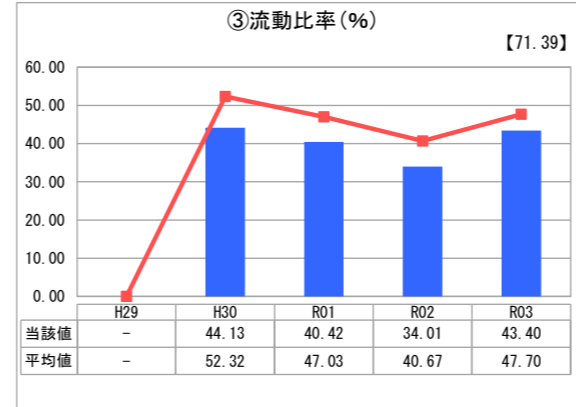
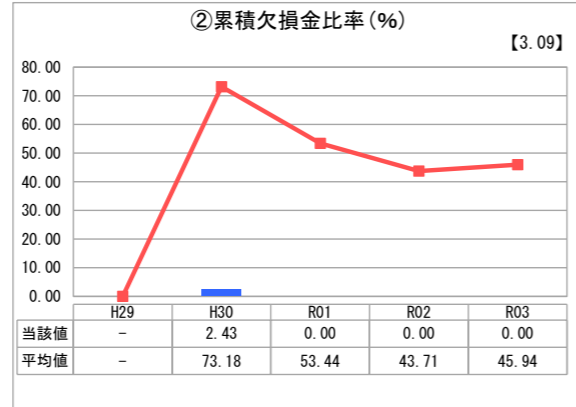
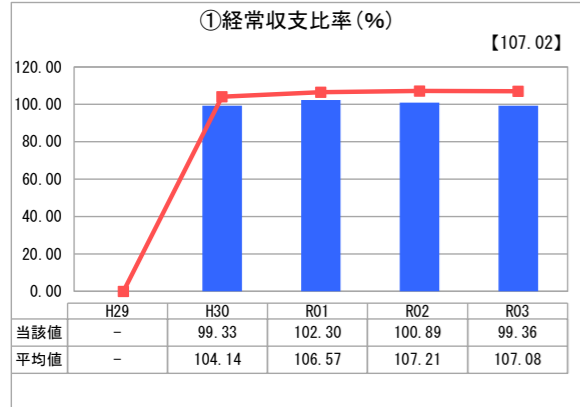
兵庫県 洲本市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	43.64	24.89	75.09	2,530

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
42,307	182.38	231.97
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
10,471	3.04	3,444.41

■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

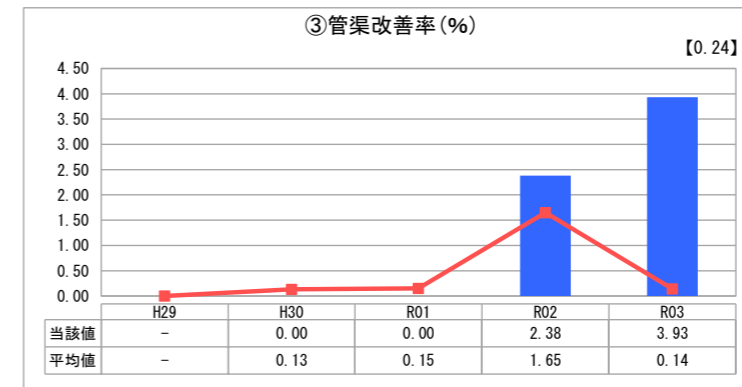
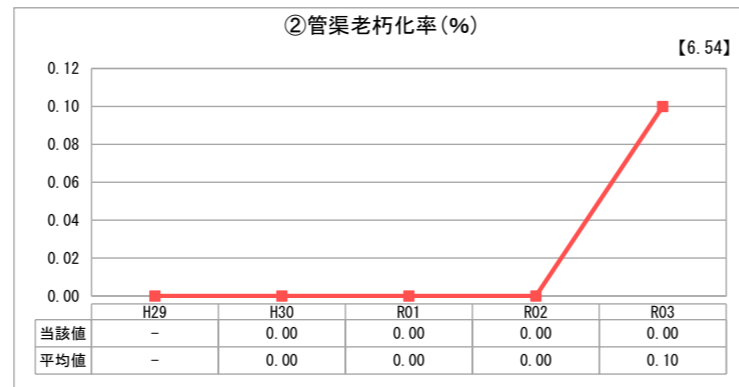
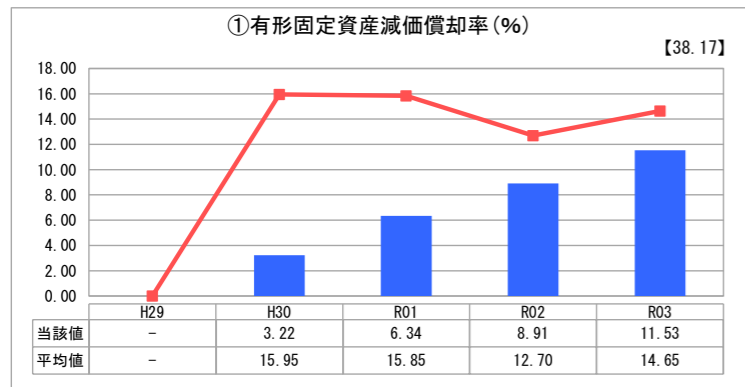
1. 経営の健全性・効率性について

公共下水道事業は平成30年度から地方公営企業法を適用(財務適用)しています。
 ①経常収支比率は「99.36%」です。今後もほぼ横ばいとなる見込みですが、100%以上となるように、経費削減及び使用料の回収に努めます。
 ②累積欠損金比率は「0.00%」です。地方公営企業法を適用した平成30年度決算からの比率であり、累積がないため、類似団体平均を大きく下回っています。
 ③流動比率は「43.40%」です。公共下水道事業は概成に向けて投資を行っている途中であり、企業債の元金償還が多額であるため、平均を下回っていると考えられます。
 ④企業債残高対事業規模比率は「2,196.64%」です。概成に向けて新規の投資を行っている途中であり、毎年企業債の借入れを行っているためです。ただし、企業債の借入額は元金償還額に対し抑制しているため、今後は少しずつ減少する見込みです。
 ⑤経費回収率は「95.68%」です。100%以上となるように、経費削減及び使用料の回収に努めます。
 ⑥汚水処理原価は「163.94円」です。類似団体平均を下回っているものの、全国平均は上回っています。今後は、計画的・効率的な投資と接続率の向上により、改善に努めます。
 ⑦施設利用率は「51.67%」です。類似団体平均は少し上回っているものの、全国平均を下回っています。今後は、計画的・効率的な投資と接続率の向上により、改善に努めます。
 ⑧水洗化率は「81.82%」です。類似団体平均は少し上回っているものの、全国平均を下回っています。今後は水洗化率向上に努めます。

2. 老朽化の状況について

本市の公共下水道事業は平成5年から供用を開始しており、経過年数が比較的小さいため、減価償却率は類似団体平均を下回っています。
 管渠に関しては、法定耐用年数を超えるものではなく、軽微な修繕で済んでいます。
 処理場等の施設に関しては、長寿命化工事等で計画的に大規模改修を行い、修繕費用の平準化及び低コスト化に努めています。

2. 老朽化の状況



全体総括

本市の公共下水道事業は、概成に向けて投資を行っている途中です。国庫補助金を活用した効率的・計画的な投資を行い、適切な使用料を確保することで、生活排水処理率の向上と健全な下水道事業経営に努めます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和3年度決算）

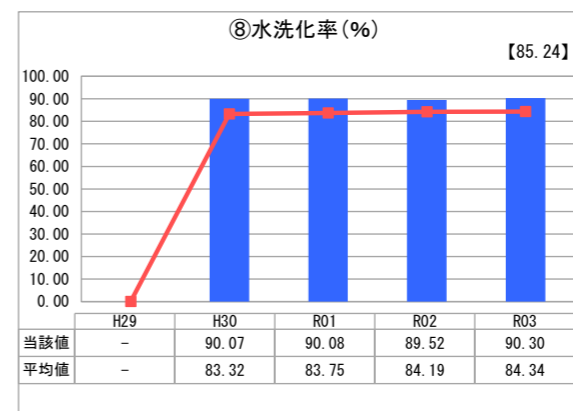
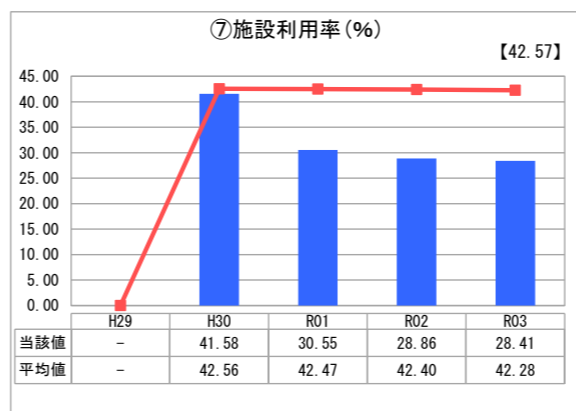
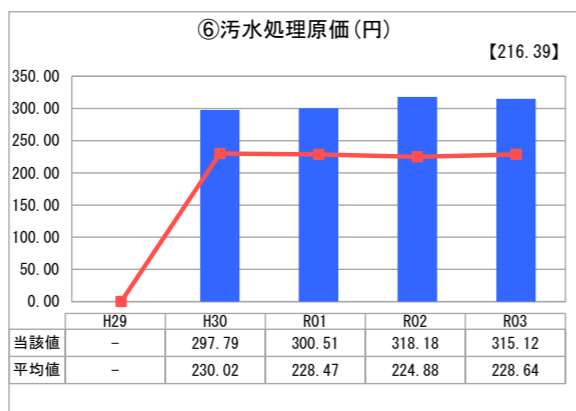
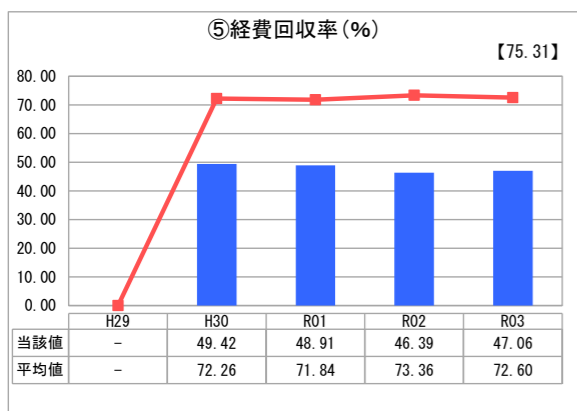
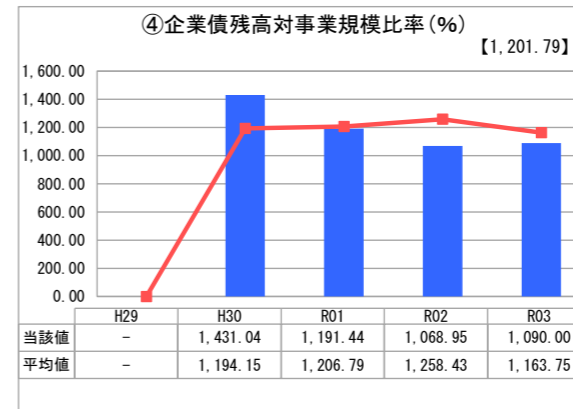
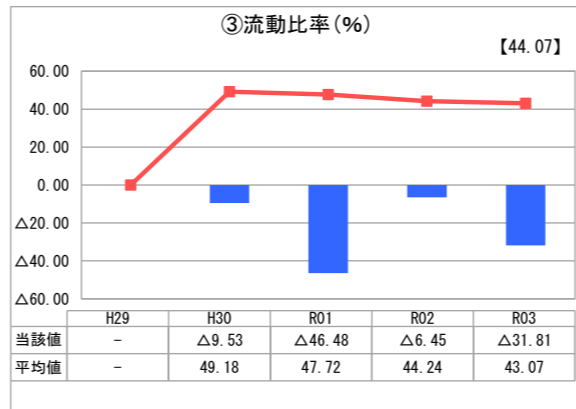
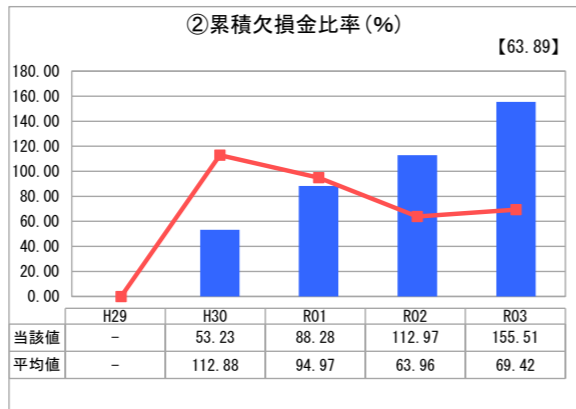
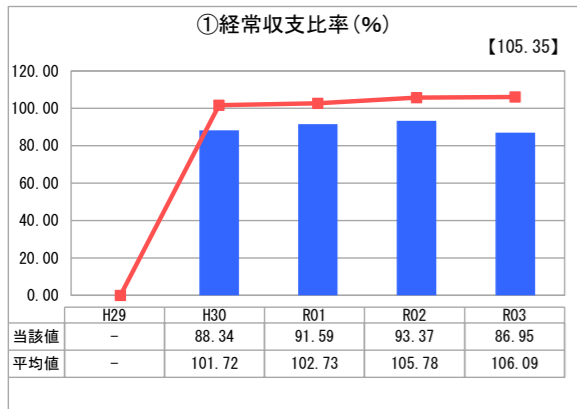
兵庫県 洲本市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	44.05	2.97	84.92	2,530

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
42,307	182.38	231.97
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,248	0.69	1,808.70

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

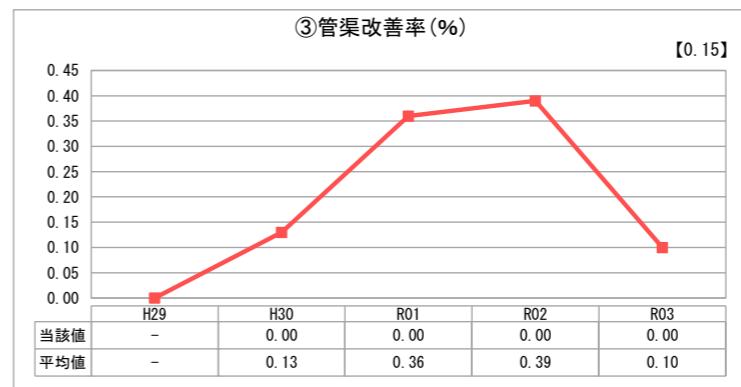
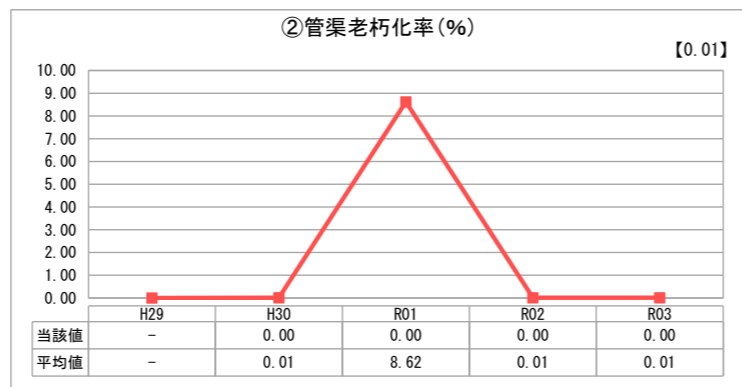
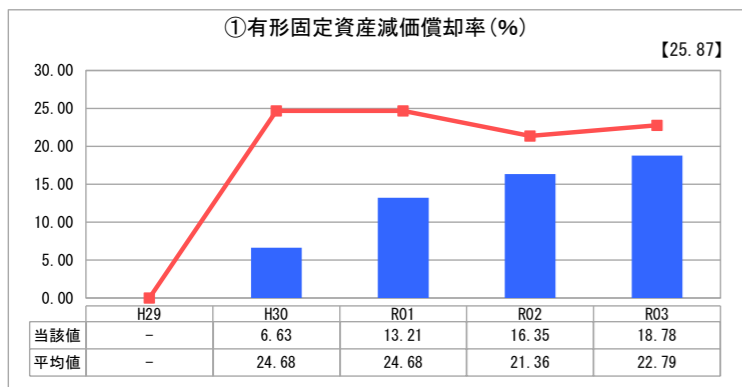
1. 経営の健全性・効率性について

特環下水道事業は平成30年度から地方公営企業法を適用(財務適用)しています。
 ①経常収支比率は「86.95%」です。今後も横ばいとなる見込みですが、改善に向けて経費削減及び使用料の回収に努めます。
 ②累積欠損金比率は「155.51%」です。類似団体平均を上回っており、改善に向けて経費削減及び使用料の回収に努めます。
 ③流動比率は「43.81%」です。特環下水道事業単独では資金不足が発生しており、公共下水道事業の資金を投入している状況です。
 ④企業債残高対事業規模比率は「1,090.00%」です。類似団体平均を下回っています。企業債の借入額を抑制しているため、今後は少しずつ減少する見込みです。
 ⑤経費回収率は「47.06%」です。類似団体平均を下回っているため、経費削減及び使用料の回収により、改善を図ります。
 ⑥汚水処理原価は「315.12円」です。類似団体平均を上回っています。今後、接続率の向上及び経費削減により、改善を図ります。
 ⑦施設利用率は「28.41%」です。類似団体平均を下回っているため、接続率の向上を図り、改善に努めます。
 ⑧水洗化率は「90.30%」です。類似団体平均を上回っていますが、更なる水洗化率向上に努めます。

2. 老朽化の状況について

本市の特環下水道事業は平成11年から供用を開始しており、経過年数が比較的小さいため、減価償却率は類似団体平均を下回っています。
 管渠に関しては、法定耐用年数を超えるものではなく、軽微な修繕で済んでいます。
 処理場等の施設に関しては、長寿命化工事等で計画的に大規模改修を行い、修繕費用の平準化及び低コスト化に努めています。

2. 老朽化の状況



全体総括

本市の特環下水道事業は、一般会計からの基準外繰入金と公共下水道事業からの資金投入により運営を行っている状況です。
 特環下水道事業単独での資金確保をめざし、更なる経費削減と使用料収入の確保を図ります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

下水道事業
投資・財政計画(収支計画)

別紙3

(単位：千円，%)

区 分		年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
				(決算)	(決算)				
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			433,757	454,206	446,350	447,336	450,907	
		(1) 下 水 道 使 用 料 収 入		162,423	167,057	177,273	182,614	182,719	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
	(3) そ の 他			271,334	287,149	269,077	264,722	268,188	
		雨 水 処 理 負 担 金		269,930	286,444	268,077	263,722	267,188	
		そ の 他 営 業 収 益		1,404	705	1,000	1,000	1,000	
	2. 営 業 外 収 益			627,479	601,115	628,435	658,586	668,728	
		(1) 補 助 金		374,831	332,297	341,031	362,757	365,259	
			他 会 計 補 助 金		374,831	332,297	341,031	342,436	342,796
			そ の 他 補 助 金					20,321	22,463
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		252,131	268,071	286,904	295,329	302,969	
	(3) そ の 他		517	747	500	500	500		
		収 入 計 (C)		1,061,236	1,055,321	1,074,785	1,105,922	1,119,635	
	支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用		882,750	917,306	965,236	981,100	1,007,548	
			(1) 職 員 給 与 費		27,812	28,245	29,654	29,654	29,654
基 本 給					14,360	14,336	15,051	15,051	15,051
退 職 給 付 費									
そ の 他			13,452	13,909	14,603	14,603	14,603		
(2) 経 費			192,919	192,686	201,635	202,301	213,376		
		委 託 料		174,681	174,771	181,186	181,939	192,741	
		修 繕 費		11,805	11,646	11,592	11,511	11,771	
		材 料 費		669	422	437	431	444	
そ の 他			5,764	5,847	8,420	8,420	8,420		
(3) 減 価 償 却 費			662,019	696,375	733,947	749,145	764,518		
2. 営 業 外 費 用			176,353	155,864	138,886	124,790	112,043		
(1) 支 払 利 息			168,236	148,513	131,084	117,026	103,745		
		(2) そ の 他		8,117	7,351	7,802	7,764	8,298	
		支 出 計 (D)		1,059,103	1,073,170	1,104,122	1,105,890	1,119,591	
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		2,133	△ 17,849	△ 29,337	32	44		
	特 別 利 益 (F)		261	265	250	250	250		
	特 別 損 失 (G)		140	53	100	100	100		
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		121	212	150	150	150		
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		2,254	△ 17,637	△ 29,187	182	194		
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 9,634	△ 27,271	△ 56,458	△ 56,276	△ 56,082		
流 動 資 産 (J)		445,981	577,175	572,000	572,000	572,000			
	う ち 未 収 金		47,255	63,569	44,151	44,632	44,657		
流 動 負 債 (K)		1,468,151	1,539,300	1,334,039	1,332,832	1,292,093			
	う ち 建 設 改 良 費 分		1,110,122	1,057,060	911,539	910,332	869,593		
	う ち 一 時 借 入 金								
	う ち 未 払 金		355,509	477,180	422,500	422,500	422,500		
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)								
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		433,757	454,206	446,350	447,336	450,907		
	地 方 財 政 法 に よ り (L) / (M) × 100								
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)								
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)								

下水道事業
投資・財政計画(収支計画)

別紙3

(単位：千円，%)

区 分		年 度					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	447,561	459,846	460,347	462,158	468,247	
	(1) 下 水 道 使 用 料 収 入	183,807	200,372	200,334	199,851	200,837	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	263,754	259,474	260,013	262,307	267,410	
	雨水処理負担金	262,754	258,474	259,013	261,307	266,410	
	その他営業収益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	2. 営 業 外 収 益	684,393	694,178	705,568	715,559	729,949	
	(1) 補 助 金	371,076	365,899	366,022	366,955	374,039	
	他会計補助金	347,216	344,057	344,631	345,486	350,424	
	その他補助金	23,860	21,842	21,391	21,469	23,615	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	312,817	327,779	339,046	348,104	355,410	
	(3) そ の 他	500	500	500	500	500	
	収 入 計 (C)	1,131,954	1,154,024	1,165,915	1,177,717	1,198,196	
	支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用	1,030,688	1,060,980	1,080,159	1,097,882	1,123,355
		(1) 職 員 給 与 費	29,654	29,654	29,654	29,654	29,654
基本給		15,051	15,051	15,051	15,051	15,051	
退職給付費							
その他		14,603	14,603	14,603	14,603	14,603	
(2) 経 費		220,138	224,675	223,321	223,244	233,908	
委託料		199,587	203,848	202,577	202,223	212,968	
修繕費		11,693	11,956	11,879	12,143	12,067	
材料費		438	451	445	458	453	
その他		8,420	8,420	8,420	8,420	8,420	
(3) 減 価 償 却 費		780,896	806,651	827,184	844,984	859,793	
2. 営 業 外 費 用		101,211	92,979	85,680	79,751	74,762	
(1) 支 払 利 息		92,582	84,624	77,419	71,479	66,008	
(2) そ の 他		8,629	8,355	8,261	8,272	8,754	
支 出 計 (D)		1,131,899	1,153,959	1,165,839	1,177,633	1,198,117	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	55	65	76	84	79		
特 別 利 益 (F)	250	250	250	250	250		
特 別 損 失 (G)	100	100	100	100	100		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	150	150	150	150	150		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	205	215	226	234	229		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 55,877	△ 55,662	△ 55,436	△ 55,202	△ 54,973		
流 動 資 産 (J)	572,000	572,000	572,000	572,000	572,000		
	うち未収金	44,767	45,920	45,894	45,868	45,970	
流 動 負 債 (K)	1,281,327	1,221,517	1,241,453	1,257,591	1,246,674		
	うち建設改良費分	858,827	799,017	818,953	835,091	824,174	
	うち一時借入金						
	うち未払金	422,500	422,500	422,500	422,500	422,500	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		447,561	459,846	460,347	462,158	468,247	
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)							

下水道事業
投資・財政計画(収支計画)

別紙3

(単位：千円，%)

区 分		年 度			
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	469,973	466,647	448,216	448,146
	(1) 下 水 道 使 用 料 収 入	200,356	199,896	199,436	198,977
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)				
	(3) そ の 他	269,617	266,751	248,780	249,169
	雨水処理負担金	268,617	265,751	247,780	248,169
	その他営業収益	1,000	1,000	1,000	1,000
	2. 営 業 外 収 益	738,902	745,862	734,420	739,924
	(1) 補 助 金	375,639	377,608	376,145	375,156
	他会計補助金	351,727	353,377	351,948	351,180
	その他補助金	23,912	24,231	24,197	23,976
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	362,763	367,754	357,775	364,268
	(3) そ の 他	500	500	500	500
	収 入 計 (C)	1,208,875	1,212,509	1,182,636	1,188,070
	支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用	1,138,605	1,146,591	1,121,295
(1) 職 員 給 与 費		29,654	29,654	29,654	29,654
基本給		15,051	15,051	15,051	15,051
退職給付費					
その他		14,603	14,603	14,603	14,603
(2) 経 費		234,994	235,852	235,189	233,182
委託料		213,774	214,712	213,767	211,838
修繕費		12,335	12,260	12,529	12,456
材料費		465	460	473	468
その他		8,420	8,420	8,420	8,420
(3) 減 価 償 却 費		873,957	881,085	856,452	868,815
2. 営 業 外 費 用		70,226	65,915	61,369	56,493
(1) 支 払 利 息		61,410	57,045	52,503	47,652
(2) そ の 他		8,816	8,870	8,866	8,841
支 出 計 (D)	1,208,831	1,212,506	1,182,664	1,188,144	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	44	3	△ 28	△ 74	
特 別 利 益 (F)	250	250	250	250	
特 別 損 失 (G)	100	100	100	100	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	150	150	150	150	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	194	153	122	76	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 54,779	△ 54,626	△ 54,504	△ 54,428	
流 動 資 産 (J)	572,000	572,000	572,000	572,000	
	うち未収金	45,944	45,920	45,896	45,872
流 動 負 債 (K)	1,227,106	1,223,630	1,176,258	1,142,228	
	うち建設改良費分	804,606	801,130	753,758	719,728
	うち一時借入金				
	うち未払金	422,500	422,500	422,500	422,500
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)					
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)					
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	469,973	466,647	448,216	448,146	
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100					
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)					
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)					
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)					
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (N) / (P) × 100					

下水道事業
投資・財政計画(収支計画)

別紙3

(単位：千円)

区 分		年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				(決算)	(決算)			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,017,300	1,153,560	761,400	707,400	763,100	
		うち資本費平準化債	21,700	26,900	267,800	260,100	238,400	
		2. 他 会 計 出 資 金	88,085	93,550	94,947	95,359	93,252	
		3. 他 会 計 補 助 金				29,795	29,727	
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金	362,782	497,317	317,691	337,550	421,100	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
		8. 工 事 負 担 金	12,922	16,849	7,500	7,500	7,500	
		9. そ の 他	4	1,144				
		計 (A)	1,481,093	1,762,420	1,181,538	1,177,604	1,314,679	
		(A)のうち翌年度へ繰り越 さ (B)						
		純計 (A)-(B) (C)	1,481,093	1,762,420	1,181,538	1,177,604	1,314,679	
		資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	806,240	1,106,497	766,257	741,800
うち職員給与費					27,826	27,826	27,826	
2. 企 業 債 償 還 金	1,100,609			1,110,122	894,540	911,539	910,332	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他								
計 (D)	1,906,849	2,216,619	1,660,797	1,653,339	1,818,532			
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)		425,756	454,199	479,259	475,735	503,853		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	368,065	375,013	417,687	450,735	478,853	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金		4,700	5,200			
		4. そ の 他	57,691	74,486	56,372	25,000	25,000	
		計 (F)	425,756	454,199	479,259	475,735	503,853	
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		12,104,619	12,148,057	12,014,917	11,810,778	11,663,546		

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				(決算)	(決算)			
収益的収支分		644,752	618,741	609,108	626,479	632,447		
うち基準内繰入金		632,685	613,272	609,108	606,158	609,984		
うち基準外繰入金		12,067	5,469		20,321	22,463		
資本的収支分		88,085	93,550	94,947	125,154	122,979		
うち基準内繰入金		88,085	93,550	94,947	95,359	93,252		
うち基準外繰入金					29,795	29,727		
合 計		732,837	712,291	704,055	751,633	755,426		

下水道事業
投資・財政計画(収支計画)

別紙3

(単位：千円)

区 分		年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		区	分					
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		730,300	562,200	408,500	368,100	374,000
		うち資本費平準化債		179,500	147,400	74,200	81,200	93,700
		2. 他 会 計 出 資 金		97,488	99,254	99,764	95,001	87,999
		3. 他 会 計 補 助 金		23,522	70,539	108,669	123,085	129,491
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金		484,300	345,900	277,000	225,000	220,000
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工 事 負 担 金		7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
		9. そ の 他						
		計 (A)		1,343,110	1,085,393	901,433	818,686	818,990
		(A)のうち翌年度へ繰り越 さ (B)						
		純計 (A)-(B) (C)		1,343,110	1,085,393	901,433	818,686	818,990
		資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		1,008,600	742,800	605,000
うち職員給与費				27,826	27,826	27,826	27,826	27,826
2. 企 業 債 償 還 金				869,593	858,827	799,017	818,953	835,091
3. 他会計長期借入返還金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他								
計 (D)		1,878,193	1,601,627	1,404,017	1,329,953	1,336,091		
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)			535,083	516,234	502,584	511,267	517,101	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金		504,083	485,234	475,084	483,767	489,601
		2. 利益剰余金処分量						
		3. 繰越工事資金						
		4. そ の 他		31,000	31,000	27,500	27,500	27,500
		計 (F)		535,083	516,234	502,584	511,267	517,101
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)			11,524,253	11,227,626	10,837,109	10,386,256	9,925,165	

○他会計繰入金 (単位：千円)

区 分		年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		区	分					
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	収益的収支分		633,830	624,373	625,035	628,262	640,449
		うち基準内繰入金		609,970	602,531	603,644	606,793	616,834
		うち基準外繰入金		23,860	21,842	21,391	21,469	23,615
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	資本的収支分		121,010	169,793	208,433	218,086	217,490
		うち基準内繰入金		97,488	99,254	99,764	95,001	87,999
		うち基準外繰入金		23,522	70,539	108,669	123,085	129,491
合 計			754,840	794,166	833,468	846,348	857,939	

下水道事業
投資・財政計画(収支計画)

別紙3

(単位：千円)

区 分		年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度		
		12年度	13年度	14年度	15年度				
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		359,900	353,200	373,200	332,700		
		うち資本費平準化債		81,800	77,700	99,900	58,600		
		2. 他 会 計 出 資 金		78,871	69,252	63,799	58,549		
		3. 他 会 計 補 助 金		135,261	130,181	128,813	124,171		
		4. 他 会 計 負 担 金							
		5. 他 会 計 借 入 金							
		6. 国（都道府県）補助金		220,000	220,000	222,000	225,000		
		7. 固定資産売却代金							
		8. 工 事 負 担 金		7,500	7,500	7,500	7,500		
		9. そ の 他							
		計 (A)		801,532	780,133	795,312	747,920		
		(A)のうち翌年度へ繰り越 さ	(B)						
		純計 (A)-(B) (C)		801,532	780,133	795,312	747,920		
		資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		501,000	501,000	505,000	511,000
				うち職員給与費		27,826	27,826	27,826	27,826
2. 企 業 債 償 還 金				824,174	804,606	801,130	753,758		
3. 他会計長期借入返還金									
4. 他 会 計 へ の 支 出 金									
5. そ の 他									
計 (D)		1,325,174	1,305,606	1,306,130	1,264,758				
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)			523,642	525,473	510,818	516,838			
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金		496,142	497,973	483,318	489,338		
		2. 利益剰余金処分量							
		3. 繰越工事資金							
		4. そ の 他		27,500	27,500	27,500	27,500		
		計 (F)		523,642	525,473	510,818	516,838		
補填財源不足額 (E)-(F)									
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)									
企 業 債 残 高 (H)			9,460,891	9,009,485	8,581,555	8,160,497			

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		12年度	13年度	14年度	15年度		
収益的収支分			644,256	643,359	623,925	623,325	
	うち基準内繰入金		620,344	619,128	599,728	599,349	
	うち基準外繰入金		23,912	24,231	24,197	23,976	
資本的収支分			214,132	199,433	192,612	182,756	
	うち基準内繰入金		78,871	69,252	63,799	58,585	
	うち基準外繰入金		135,261	130,181	128,813	124,171	
合 計			858,388	842,792	816,537	806,081	